

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
規 則		
○北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		(自然環境課) 31
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則		(畜産振興課) 31
告 示		
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定		(農業支援課) 32
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定		(治山課) 32
○建設業者に対する監督処分		(建設情報課) 32
○道路の供用の開始		(道路整備課) 33
○道路の区域の変更及び供用の開始		(道路整備課) 33
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る資格に関する公示		34
○特定調達契約に係る入札の公告		35
規 則		
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年9月16日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第88号		
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。		
別表第2のアライグマ科の項を削る。		
別記第14号様式中「アライグマ ・ フェレット ・ プレーリードッグ」を		
「フェレット ・ プレーリードッグ」に改める。		
別記第15号様式中「アライグマ ・ フェレット プレーリードッグ」を		
「フェレット ・ プレーリードッグ」に改める。		
別記第16号様式中「アライグマ・フェレット・プレーリードッグ」を		
「フェレット ・ プレーリードッグ」に改める。		
附 則		
1 この規則は、公布の日から施行する。		
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。		
家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年9月16日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第89号		
家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則		
家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。		
「別記第3号様式（第16条関係）別記第3号様式中「別記第3号様式（第16条関係）」を		その1（家畜伝染病予防法第
		認された牛の死体を学
5条第1項の検査により伝達性海綿状脳症の患畜であると確に改め、同様式の5の事項中		術研究の用に供する場合以外の場合）
「住所」の次に「及び」を加え、同様式にその2として次のように加える。		
その2（家畜伝染病予防法第5条第1項の検査により伝達性海綿状脳症の患畜であると確		認された牛の死体を学術研究の用に供する場合）
患畜死体利用許可申請書		年 月 日

家畜保健衛生所長 様

申請者 住 所
氏 名 

家畜伝染病予防法第5条第1項の検査により伝達性海綿状脳症の患畜であると確認された牛の死体を学術研究の用に供したいので、同法第21条第1項ただし書の規定により許可を申請します。

- 1 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 死体の所在地
- 3 研究の場所
- 4 研究責任者の所属及び氏名
- 5 死体利用についての概要
- 6 現地以外であればその移動方法
- 7 利用後の死体の処置方法

注1 学術研究機関が家畜伝染病予防法施行規則第23条第3号、第28条第3号、第31条第3号及び第33条第3号並びに牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第2条第5号の農林水産大臣の指定を受けたものであることを証する書面の写しその他知事が定める書類を添付すること。

- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 申請者と所有者又は管理者とが異なる場合は、所有者又は管理者の承諾書を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の家畜伝染病予防法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の家畜伝染病予防法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、留萌土地改良区が新たに行う土地改良（藤山地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成17年9月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年9月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 上磯郡上磯町字湯ノ沢147の18
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解 除 の 理 由 鉄道用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字豊沢886・907（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第691号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業				
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日		
小松ウオール北海道販売株式会社	般－13 石第5104号	平成17. 8. 1		
株式会社 藤 栄 シ ス テ ム	般－12 石第17176号	同		
株式会社 三 浦 電 工	般－12 石第5242号	同 17. 8. 3		
有限会社 西 建 設	般－13 石第15058号	同 17. 8. 4		
有限会社 北 一 北 村 総 業	般－12 石第7586号	同		
株式会社 リ ッ ク デ ザ イ ン	般－12 石第17112号	同		

株式会社	グリーンピア企画	般-12	石第17127号	平成17. 8. 9	協立設備株式会社	特-13	石第220号	同	17. 8.23	
株式会社	伊藤電機工業所	般-12	石第14773号	同	北海道金門工事株式会社	般-14	石第9482号	同	17. 8.24	
有限会社	瀬川建業	般-14	石第10071号	同	17. 8.10	株式会社石山電気商会	般-14	石第1656号	同	17. 8.31
カネフ日恒建設有限会社	般-13	石第10744号	同	17. 8.12	昭和建設株式会社	般・特-14	檜第90号	同	17. 8. 8	
丸友天野工業株式会社	般-13	石第9108号	同	17. 8.16	有限会社東洋社	般-16	上第4832号	同	17. 8. 9	
丸敏佐藤電気工業株式会社	般-13	石第4006号	同	17. 8.18	ハタナカマテリアル株式会社	般-15	留第187号	同	17. 8.23	
恵比島建設株式会社	般-13	石第8360号	同	17. 8.25	中頓別建設株式会社	般・特-12	宗第43号	同	17. 8. 8	
有限会社三新建設工業	般-17	石第14612号	同	17. 8.29	有限会社森組興業	般-12	胆第2983号	同	17. 8. 2	
株式会社山中土木	般-16	渡第2643号	同	17. 7.27	株式会社翔幸工業	般-14	胆第4273号	同	17. 8.19	
氏家建設	般-13	檜第188号	同	17. 8. 3	若園建設株式会社	特-17	釧第96号	同	17. 7.19	

北海道告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成17年9月16日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道旭川芦別線	深川市音江町字菊岡579番1地先から	平成17. 9.16
北海道札幌土木現業所	芦別市新城町606番1地先まで	
道道美深中頓別線	枝幸郡歌登町志美宇丹2048番1地先から	同 17. 9.23
北海道稚内土木現業所	枝幸郡歌登町志美宇丹2401番4地先まで	

北海道告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成17年9月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道
2	路線名	苫前小平線
3	道路の区域	区間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

2	許可の一部廃業			
商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日		
有限会社ホームサービス	般-12	石第10450号	平成17. 8. 1	
株式会社ニューホームサイトウ	般-12	石第4980号	同 17. 8.10	
エコ・バランス株式会社	般-12	石第17095号	同 17. 8.18	

北海道告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旭川芦別線	深川市音江町字菊岡579番1地先から	平成17. 9.16
北海道札幌土木現業所	芦別市新城町606番1地先まで	
道道 美深中頓別線	枝幸郡歌登町志美字丹2048番1地先から	同 17. 9.23
北海道稚内土木現業所	枝幸郡歌登町志美字丹2401番4地先まで	

北海道告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道
2 路線名	苫前小平線
3 道路の区域	区間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

苦前郡苦前町字三溪国有林留萌南部森林管理署2028林班つ小班地先から苦前郡苦前町字三溪国有林留萌南部森林管理署2028林班ら小班地先まで	前	17.00mから 61.00mまで	1,420.00m	---
	後	17.00mから 61.00mまで	1,420.00m	---

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第141号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成17年9月16日

北海道警察本部長 樋口 建史

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
- 平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 平成17年9月16日に一般競争入札の公告を行う札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約
- (2) 資 格 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託
- 2 資 格 要 件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。
- (1) 過去5年間に於いて、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 除雪作業に必要とする作業員及び除雪機械を稼働させ、次のとおり除雪業務を行うことができること。
- ア 平成17年11月1日から平成17年11月30日まで及び平成17年12月29日から平成18年1月2日までの間においては、トラクタショベル（ホイール型、容量1.5～1.7m³、可変プラウ付き、運転手1名を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、必要時間帯に普通作業員を従事させることができること。（作業員及び除雪機械の常駐（備）を要しない。）
- イ 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間（平成17年12月29日から平成18年1月2日までの間を除く。）においては、札幌運転免許試験場に除雪機械を常備し、

かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業に従事させることができること。

なお、常駐の必要人員及び形態等については、入札説明書で説明する。

除雪機械の種類、台数及び常備期間については、次表のとおりとする。

除 雪 機 械	台 数	常 備 期 間
除雪グレーダ （ブレード幅3.7m以上）	1台	平成17年12月1日～平成18年3月20日 （平成17年12月29日～平成18年1月2日を除く。）
トラクタショベル （ホイール型 容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、 可変プラウ付き）	1台	平成17年12月1日～平成18年3月31日 （平成17年12月29日～平成18年1月2日を除く。）
トラクタショベル （ホイール型 容量1.8m ³ 以上、 可変プラウ付き）	2台	平成17年12月1日～平成18年3月31日 （平成17年12月29日～平成18年1月2日を除く。）
ロータリ除雪車（162kW以上）	1台	平成17年12月1日～平成18年3月20日 （平成17年12月29日～平成18年1月2日を除く。）
ダンプトラック （積載10t以上、差枠付き）	1台	平成17年12月1日～平成18年3月20日 （平成17年12月29日～平成18年1月2日を除く。）
	1台	平成18年1月5日～平成18年3月20日
道路作業車（ブラシ付き）	1台	平成17年12月1日～平成18年3月31日 （平成17年12月29日～平成18年1月2日を除く。）

- 3 資格要件の特例
- 平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成17年9月16日から10月18日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の

(1)による。

北海道警察本部告示第142号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年9月16日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式
イ 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

(ア) 調達をする特定役務（除雪作業1時間当たりの単価）

除雪グレーダによる作業

トラクタショベル（容量1.5～1.7m³）による作業

トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業

ロータリ除雪車による作業

ダンプトラックによる作業

道路作業車による作業

普通作業員による作業

(イ) 調達予定数量

除雪グレーダによる作業 271時間

トラクタショベル（容量1.5～1.7m³）による作業 419時間

トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業 801時間

ロータリ除雪車による作業 292時間

ダンプトラックによる作業 326時間

道路作業車による作業 238時間

普通作業員による作業 2,545時間

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び業務処理要領による。

(3) 契約期間 平成17年11月1日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年北海道警察本部告示第141号に規定する札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成17年10月28日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。ただし、単価契約に係るもの（1の(1)のイ）については免除する。

6 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙の入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて4の(1)に申し込むこと。

また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができる。

(3) 交付期間 平成17年9月16日から10月18日まで

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（1の(1)のイに係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の(1)のイに係る額及び1の(1)のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の(1)のイに係るものは見積もった契約金額の105分の100に相当する金額、

1の(1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 1の(1)のアに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 1の(1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2282

9 Summary

A. The nature and extent of services to be procured :

a. Workers and equipment ready 24 hours a day according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"

b. Workload according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"

(a) Type of work to be contracted :

Motorized grading : cost per hour

Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : cost per hour

Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : cost per hour

Rotary snow blowing : cost per hour

Dump truck operation : cost per hour

Operation of truck for road work: cost per hour

Miscellaneous work by unskilled laborers: cost per hour

(b) Estimated amount of work expected to be contracted :

Motorized grading : 271 hours

Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : 419 hours

Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : 801 hours

Rotary snow blowing : 292 hours

Dump truck operation : 326 hours

Operation of truck for road work : 238 hours

Miscellaneous work by unskilled laborers : 2,545 hours

B. Bid submission time and date : 10:00 A. M, October, 28, 2005

C. For further information, please contact :

Property Management Section, Facilities Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters

Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2282